ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額の合計額が八十万円以下のもの ロ　施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、当該者の居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ロに掲げる者を除く。）	三	イ　施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その金額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの ロ　施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ロ及び二の項ロに掲げる者を除く。） ハ　施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	（略）	ユニット型個室的多床室	（略）
			（略）	一日につき四百九十円	（略）

備考

一　（略）

二　この表において「ユニット型個室的多床室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型個室的多床室をいう。

三～六　（略）

ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額の合計額が八十万円以下のもの ロ　施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、当該者の居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ロに掲げる者を除く。）	三	イ　施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その金額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの ロ　施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ロ及び二の項ロに掲げる者を除く。） ハ　施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	（略）	ユニット型準個室	（略）
			（略）	一日につき四百九十円	（略）

備考

一　（略）

二　この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三～六　（略）